

2 経営第 3 3 7 9 号  
令和 3 年 3 月 2 6 日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

農業改良資金制度運用基本要綱等の一部改正について

今般、行政手続きにおける押印見直し等に伴い、下記通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）
- 2 認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）
- 3 担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28経営第1587号農林水産事務次官依命通知）
- 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく金融措置について（昭和37年8月15日付け37農経A第5612号農林水産事務次官依命通知）

